

入札公告【一括審査方式】

次のとおり一般競争入札に付します。

本入札公告に記載の工事は、同種工事である複数の工事を一括に審査及び評価を行う「一括審査方式」の試行工事です。

本件の入札にあたっては、電子入札システムにおいて2件の工事が別々に案件登録されているので、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事毎に申請書の提出及び入札が必要です。

なお、本公告は、インターネットの入札情報サービス(PPI) [<https://www.i-ppi.jp/>]に掲載されています。

令和8年9月1日

支出負担行為担当官

北陸地方整備局長 植田 雅俊

◎調達機関番号 020

◎所在地番号 15

1 工事概要

(1) 品目分類番号 41

(2) 工事名 A工事 R8-10 能越道七海3号橋上部外工事
(以下「A工事」という。)

(電子入札対象案件) (電子契約対象案件)

B工事 R8-10 能越道七海2号橋上部外工事
(以下「B工事」という。)

(電子入札対象案件) (電子契約対象案件)

(3) 工事場所 A工事 石川県鳳珠郡穴水町北七海地先

B工事 石川県鳳珠郡穴水町北七海地先

(4) 工事内容 A工事 コンクリート橋上部 (3径間連続PCラーメン箱桁橋 L=164m)

PC片持箱桁橋工 1式

コンクリート橋足場等設置工 1式

橋梁下部

道路土工 1式

橋台工 1式

深礎工 8本

橋台躯体工 2基

RC橋脚工 1式

仮設工 1式

B工事 コンクリート橋上部 (3径間連続PC箱桁橋 L=180m)

P C片持箱桁橋工	1 式
橋梁下部	
道路土工	1 式
橋台工	1 式
深礎工	8 本
橋台躯体工	2 基
R C橋脚工	1 式
構造物撤去工	1 式
仮設工	1 式

- (5) 工 期 A工事 全体工期：契約締結日の翌日から令和11年3月30日（金）まで
 B工事 全体工期：契約締結日の翌日から令和11年3月30日（金）まで

(6) 工事の実施形態

- 1) 本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型S型）の試行工事である。
- 2) 本工事は、令和6年3月13日付け国土交通本省の事務連絡「令和6年能登半島地震に係る「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」の取扱いについて」に基づき、賃上げを実施する企業に対する加点措置を行わない工事である。
 ※通知については、北陸地方整備局ホームページを参照：<https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/sougouchinage/index.html>
- 3) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の対象工事である。
 ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。
- 4) 本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
 紙入札方式の承諾に関しては、下記5(1)の担当部局に承諾願を提出すること。
- 5) 本工事は、契約手続に係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えることができる。紙契約方式の承諾に関しては、下記5(1)の担当部局に紙契約方式承諾願を提出すること。
- 6) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
- 7) 本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約

単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。

また、実施方式については、受注者の希望により、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）又は単価を包括的に合意する方式（以下「包括的単価個別合意方式」という。）を選択できるものとし、「包括的単価個別合意方式」を選択する場合は、契約締結後、契約担当課から送付される「包括的単価個別合意方式希望書」を契約締結後 14 日以内に契約担当課へ提出すること。なお、協議開始の日から 14 日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「包括的単価個別合意方式」にて行うものとする。

- 8) 本工事は、ICT活用工事（ICT土工、発注者指定型）の対象工事である。
- 9) 本工事は、ICT活用工事（ICT構造物工（橋梁上部）、ICT構造物工（橋脚・橋台）、施工者希望Ⅱ型）の対象工事である。
- 10) 本工事は、BIM/CIM適用工事（発注者指定型）である。
- 11) 本工事は、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任指導者」という。）を工事契約後に配置することができる試行工事である。
- 12) 本工事は、受注者が新技術を選定したうえで活用を図る施工者選定型の新技術活用工事である。
- 13) 本工事は、発注者が提示するテーマに即した複数の新技術のうち、受注者が1技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
- 14) 本工事は、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者が工事の始期及び終期を任意に設定できる余裕期間（フレックス方式）工事である。
- 15) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行うことができる試行工事である。
- 16) 本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。
- 17) 本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。
- 18) 本工事は、受注者の協力の下、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、賃金・労働時間・労務費の実態を調査する試行工事（受注者希望方式）である。
- 19) 本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。
- 20) 本工事は、「令和8年度 能登半島地震の被災地（石川県）で適用する施工パッケージ型積算方式 標準単価表」および「能登半島地震の被災地で適用する土木工事標準歩掛」を用いた積算方式の試行対象工事である。
- 21) 本工事は、契約締結後に「新たな施工技術等の活用とPRに関する工夫」を求める対象工事である。内容の詳細は、特記仕様書によることとする。
- 22) 本工事は、一括審査方式において複数名申請を可能とする試行工事である。

2 競争参加資格

次の(1)から(16)の要件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和8年9月1日付け北陸地方整備局長）に示すところにより、北陸地方整備局長からA工事にあつては「R8-10 能越道七海3号橋上部外工事に係る特定建設工事共同企業体」、B工事にあつては「R8-10 能越道七海2号橋上部外工事に係る特定建設工事共同企業体」としての競争参加資格を受けているもの（以下「特定JV」という。）、次の(1)から(16)の要件を満たしている者により構成される地域維持型建設共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和8年9月1日付け北陸地方整備局長）に示すところにより、北陸地方整備局長からA工事にあつては「R8-10 能越道七海3号橋上部外工事に係る地域維持型建設共同企業体」、B工事にあつては「R8-10 能越道七海2号橋上部外工事に係る地域維持型建設共同企業体」としての競争参加資格を受けているもの（以下「地域JV」という。）、次の(1)から(16)の要件を満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）及び経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）であること。

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和7・8年度一般競争参加資格者でプレストレスト・コンクリート工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 地域JV（登録申請中含む。）にあつては、構成員について、1人以上は発注工事に対応する建設業種の許可を受けている本店が石川県内にあること。
- (5) 平成23年度以降に元請として完成した工事で、下記1)～4)の要件を満たす工事の施工実績を有すること。なお、特定JV、経常JVにあつては全ての構成員がこの施工実績を有していること。地域JVにあつては構成員のうち1社がこの施工実績を有していればよい。元請として完成した工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工実績に含むものとする。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事に係るものにあつては、評定点が65点未満のものを除く。
 - 1) 道路橋（A活荷重又はTL-20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
 - 2) 橋梁形式が床版橋、I桁橋、T桁橋を除くPC橋であること。ただし、PC橋の張出し架設は施工実績としてよい。
 - 3) 最大支間長が45m以上あること。

4) 架設方法が固定支保工以外の架設工法であること。

ただし、1)～4)は同一工事であること。

(6) 建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が特定JV、地域JV及び異工種建設工事共同企業体（以下「異工種JV」という。）にあっては均等割の10分の6以上、経常JVにあっては20%以上のものに限る。また、特定JV、地域JV、異工種JV及び経常JVにおける乙型共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の施工実績として認める。

(7) 同一の企業が、単体、特定JV、地域JV及び経常JVのうち複数の形態をもって同一の入札に同時に参加することは認めない。

(8) 次に掲げる基準を満たす主任技術者、又は監理技術者を本工事に配置できること。

また、本工事は、受注者が工事の始期と終期を設定できる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要せず、工事の始期以降に配置できること。

1) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

2) 平成23年度以降に、元請として完成した上記(5)に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有すること（建設共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が特定JV、地域JV及び異工種JVにあっては均等割の10分の6以上、経常JVにあっては20%以上のものに限る。また、特定JV、地域JV、異工種JV及び経常JVにおける乙型共同企業体の技術者としての経験は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の施工経験として認める。）。なお、特定JV、地域JV及び経常JVにあっては、構成員のうち1社の主任技術者又は監理技術者が上記(5)に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有していればよい。

元請として完成した上記(5)に掲げる要件を満たす工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工経験に含むものとする。

ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）所掌の工事に係る経験である場合にあっては、評定点が65点未満のものを除く。

3) 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

4) 本工事は、工事契約後、配置予定の主任技術者又は監理技術者を専任指導者として配置することができる試行工事であり、専任指導者として配置する場合は、工事契約後10日以内（土日祝日を除く）に監督職員に申し出なければならない。また、専任指導者として配置することにより、新たに配置することになる主任（監理）技術者は下記(a)又は(b)の施工経験を有すること（建設共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が特定JV、地域JV及び異工種JVにあっては均等割の10分の6以上、経常JVにあっては20%以上のものに限る。また、特定JV、地域JV、異工種JV及び経常JVにおける乙型共同企業体の技術者としての経験は、協定書の分担工事の実績のみ同種工

事の施工経験として認める。)。なお、特定JV、地域JV及び経常JVにあつては、構成員のうち1社の主任技術者又は監理技術者が下記(a)又は(b)に掲げる施工経験の要件を満たしていればよい。

(a) 前記2)の要件を満たす者。

(b) 令和3年度以降に、国土交通省の北陸を含む8地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事の主任（監理）技術者若しくは現場代理人としての施工経験があること（配置予定の主任（監理）技術者の代要件）。ただし、契約工期（技術者の配置が不要な期間を除き、土曜日、日曜日、その他休日を含む。）の1/2以上に従事していること。また、当該施工経験の工事の評定点が65点未満のものを除く。

5) 本工事は、建設業法第26条第3項第2号の場合の監理技術者の配置は認めない。

- (9) 地域JVにあつては、全ての構成員が、発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。ただし、土木工事業の許可を有する構成員で、プレストレスト・コンクリート工事の工事種別において構成員の中で最も上位の順位を有する有資格者が当該許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置する場合は、他の構成員の設置する技術者の専任を求めないものとするが、上記(8)の施工経験は専任で配置する技術者が有すること。
- (10) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (11) 上記1(2)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (12) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。
- (13) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (14) 過去に調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定が60点未満の工事成績評定通知書を通知された者は、その通知日から下記5(3)の申請書の提出期限日までの期間が1年を経過していること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が特定JV、地域JV及び異工種JVにあつては均等割の10分の6以上、経常JVにあつては20%以上のものを対象とする。）。
- (15) 提出された技術提案が適正であること。
- (16) 入札に参加しようとする者の代表者又は代理権限のある名義人のICカードにより、電子入札システムから入札説明書及び全ての配付資料（変更分を含む。）をダウンロードした者又は下記5(2)4)に指定する方法で交付を受けた者であること。

3 総合評価に関する事項

(1) 本工事の総合評価に関する評価項目は以下のとおりである。

- 1) 施工体制 (a)品質確保の実効性 (b)施工体制確保の確実性
- 2) 技術提案 (a)片持架設における確実な施工に関する工夫
(b)能登地域の復旧復興への配慮に関する工夫
(c)配置予定技術者のヒアリング
 - ・技術提案の理解度
 - ・施工上配慮すべき事項の適切性
- 3) 企業の技術力 A. 企業の施工能力
 - (a)ワーク・ライフ・バランス等推進企業

(2) 総合評価の方法

1) 標準点

本工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できるとされた場合には、標準点100点を与える。

2) 施工体制評価点及び加算点

上記(1)に示す各項目を評価し、施工体制評価点及び加算点を与える。

3) 評価値

価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記1)及び2)により得られる標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た値（以下「評価値」という。）をもって行う。

標準点＋施工体制評価点＋加算点＝100点＋施工体制評価点＋加算点

評価値＝（標準点＋施工体制評価点＋加算点）／入札価格

(3) 配置予定技術者に対するヒアリング

配置予定技術者を対象とした技術提案の理解度を評価するヒアリングを実施する予定である。

(4) 施工体制確認のためのヒアリングの実施

入札書等（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

(5) 落札者の決定方法

- 1) 入札参加者は、次の(ア)から(ウ)の要件に該当する者のうち、上記(2)によって算出された評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- (ア) 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。
 - (イ) 技術提案が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。
 - (ウ) 評価値が、標準点（１００点）を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。
- 2) 上記1)において、評価値が最も高い者が２者以上いるときは、電子入札システム内の電子くじにおいて落札者を決定する。

4 実施上の留意事項

- (1) 実際の施工に際しては、技術提案採否結果通知書に記載された「技術提案に係る施工計画」以上の施工を行うものとする。
- 受注者の責めにより、当該「技術提案に係る施工計画」以上の施工が行われない場合は、以下の取扱いを行う。
- 1) 工事成績評定点の減点措置
 - 2) 違約金の徴収
- (2) 施工条件の変更、災害等、受注者の責めに帰さない事由により、当該「技術提案に係る施工計画」に影響を及ぼす場合の取扱いは、発注者と受注者とが協議して決定するものとする。
- (3) 技術資料についてヒアリングを実施する場合がある。その場合の日時・方法等必要事項は別途通知する。
- (4) 競争参加資格確認通知については、巻末資料「本入札手続に係る期間等」(1)に示す日まで電子入札システムにて通知する。ただし、書面により提出されたものに対しては書面により通知する。
- (5) 技術提案に係る施工計画の採否については、巻末資料「本入札手続に係る期間等」(1)に示す日まで電子入札システムにて通知する。その際、技術提案が適正とされなかった場合はその理由を付して通知する。

5 入札手続等

(1) 担当部局

〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町１丁目１番１号 新潟美咲合同庁舎１号館
北陸地方整備局総務部契約課契約係
電話 025-280-8880（代表） 内線2526

(2) 入札説明書等の交付期間

入札説明書等（文書類、数量総括表、図面、申請様式等）は、電子入札システムからダウンロードすることにより交付する。運用及び操作の詳細については下記1)のアドレスを参照のこと（マニュアルのリンク先がある。）。

なお、書面による交付を希望する場合は、下記2)に電話又は電子メールにより申し込むこと。ただし、電子メールによる場合は着信確認を行うこと。

1) アドレス：<https://www.e-bisc.go.jp/>

2) 交付場所：北陸地方整備局総務部契約課契約係

〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目1番1号

新潟美咲合同庁舎1号館

電 話 025-280-8880

電子メール keiyaku-koujigyomu@hrr.mlit.go.jp

3) 交付期間：巻末資料「本入札手続に係る期間等」(2)のとおり。

4) 書面による交付方法：上記3)の期間内に必着で、切手を貼付した返信用封筒及びCD等を同封し、上記2)へ郵送又は託送すること。CD等に複製したものを折り返し託送する（窓口交付は行わない。）。

(3) 申請書及び資料の作成及び提出方法

申請書及び資料は、入札説明書に示す様式及び留意事項に基づき作成し、電子入札システムで提出すること。

ただし、資料の提出にあたっては、資料の容量が10MBを超える場合及び発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は、原則として次の受付期間内に必着で、受付場所に1部郵送（書留郵便に限る。）、託送（書留郵便と同等のものに限る。）又は電子メール（添付するファイル容量は10MB以下とする。）により提出するものとする（電子入札運用基準参照。）。なお、電子メールによる場合は、電子メール送信後、必ず着信確認を行うこと。

1) 電子入札システムによる受付期間：巻末資料「本入札手続に係る期間等」(3)のとおり。

2) 郵送、託送又は電子メールによる受付期間：巻末資料「本入札手続に係る期間等」(3)のとおり。

受付場所：北陸地方整備局総務部契約課契約係

〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目1番1号

新潟美咲合同庁舎1号館

電 話 025-280-8880（代表） 内線2526

電子メール keiyaku-koujigyomu@hrr.mlit.go.jp

(4) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

提出期間：巻末資料「本入札手続に係る期間等」(4)のとおり。

提出場所：〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目1番1号

新潟美咲合同庁舎1号館

北陸地方整備局総務部契約課契約係

電話 025-280-8880（代表） 内線2526

持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙

により持参すること。郵送、託送又は電送による入札は認めない。入札書提出期限は次のとおりとする。

- 1) 電子入札システムによる入札の締め切りは、巻末資料「本入札手続に係る期間等」(5)のとおり。
- 2) 紙による持参の場合の締め切りは、巻末資料「本入札手続に係る期間等」(5)のとおり。
提出先は、北陸地方整備局総務部契約課契約係。

開札の日時は、巻末資料「本入札手続に係る期間等」(6)のとおり。場所は、北陸地方整備局1階入札室にて行う。

(6) 設計業務成果等の閲覧

本工事においては、設計業務成果を閲覧することができる。
なお、閲覧に係わる詳細は入札説明書による。

6 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

- 1) 入札保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行新潟支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 北陸地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁 北陸地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

- 2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行新潟支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 北陸地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 北陸地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約締結後の技術提案

契約締結後、受注者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正とされた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

- (5) 低入札価格調査を受けた者との契約については別冊契約書案第35条第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第5項、第6項及び第7項もこれに準じて割合変更する。

(6) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任技術者、監理技術者等の専任性及び

要件違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更は認められない。

- (7) 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、主任技術者、監理技術者等とは別に主任技術者、監理技術者と同等の要件を満たす技術者を配置すること。

また、工事契約後に専任指導者を配置する場合は当該技術者との兼務も認めない。なお、当該技術者及び監理技術者等と、現場代理人の兼務は認めない。

- (8) 本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評価が60点未満となった場合は、工事成績評価通知書の通知日から1年間、国土交通省北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）が発注する工事の入札参加を認めない（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が特定JV、地域JV及び異工種JVにあつては均等割の10分の6以上、経常JVにあつては20%以上のものを対象とする。）。

- (9) 本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、受注者は工事コスト調査に協力しなければならない。なお、工事コスト調査については、内訳及び低入札価格調査資料との整合等を分析した後、発注者において公表する。

- (10) 契約書作成の要否 要。

- (11) 本工事は、国庫債務負担行為に基づく契約の契約会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）について、当初契約の時点で「0」等と設定し、補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合に各年度の支払限度額を変更し、前倒しで前金払、既済部分払等の支払いを可能とする「事業加速円滑化国債」を採用する。支払条件等については、入札説明書及び現場説明書の内容を十分に確認すること。

- (12) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

- (13) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5(1)に同じ。

- (14) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記5(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時ににおいて、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和8年3月31日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。

また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、北陸地方整備局総務部契約課（〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目1番1号 電話025-280-8880（代表））においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

- (15) 詳細は入札説明書による。

7 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : Masatoshi Ueta,
Director-General of the Hokuriku Regional Development Bureau, Ministry of Land,
Infrastructure, Transport and Tourism
- (2) Classification of the services to be procured : 41
- (3) Subject matter of the contract : Construction Work of Shitsumi No. 3 Bridge
Superstructure and Ancillary Works on the Noetsu Expressway (FY2026-2028) and
Shitsumi No. 2 Bridge Superstructure and Ancillary Works on the Noetsu Expressway
(FY2026-2028)
- (4) Time-limit for the submission of application forms, relevant documents for the
qualification and the submission of technical proposal by electronic bidding
system: 13:00, 30 Sep 2026
- (5) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system: 13:00,
7 Jan 2027(tenders brought with 13:00, 7 Jan 2027)
- (6) Contact point for tender documentation : Contract Division, General Affairs
Department, Hokuriku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure,
Transport and Tourism, 1-1-1 Misaki-chou Chuo-ku Niigata-city, Niigata-pref,
Japan 950-8801 TEL025-280-8880 ex. 2526

以上

巻末資料「本入札手続に係る期間等」

下記に示す日程については、土曜日、日曜日及び祝日を除くものとする。

- (1) 競争参加資格確認通知及び技術提案に係る施工計画の採否通知
令和8年11月19日（木）まで。
- (2) 入札説明書等の交付期間
令和8年9月1日（火）から令和9年1月6日（水）までの
9時00分から17時00分まで。
- (3) 申請書及び資料の受付期間
令和8年9月28日（月）から令和8年9月29日（火）までの
9時00分から17時00分まで及び
令和8年9月30日（水）の9時00分から13時00分まで。
- (4) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間
令和8年11月20日（金）から令和9年1月6日（水）までの9時00分から17時00分
及び令和9年1月7日（木）の9時00分から13時00分まで。
（利付国債の提供の場合は令和8年11月20日（金）まで。）。
- (5) 入札の日時
電子入札システムによる入札の締め切り
令和9年1月7日（木） 13時00分まで。
紙による持参の場合の締め切り
令和9年1月7日（木） 13時00分まで。
- (6) 開札の日時
A工事 令和9年1月13日（水） 10時00分
B工事 令和9年1月13日（水） 11時00分